

## 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱

(平成 24 年 2 月 6 日 区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区(以下「区」という。)が発注する契約から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等の契約 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品の購入、業務委託、役務の提供等の契約及び財産の買入れ、売払い、貸付契約等の区が発注するすべての契約をいう。
- (2) 入札参加資格 区が発注する工事等の契約に関し、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 及び第 167 条の 5 に基づく一般競争入札の参加資格並びに同令第 167 条の 11 に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (5) 役員等 代表役員(入札参加資格者である個人又は法人の代表権を有するもの(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。))、一般役員等(入札参加資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者(常時、区との契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。))で、代表役員以外の者)及び役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者をいう。
- (6) 使用人 入札参加資格者に雇用される者で、前号に該当するもの以外の者をいう。

(入札参加排除措置等)

第 3 条 区長は、入札参加資格を有する者(以下「入札参加資格者」という。)が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると警視庁(昭和 29 年東京都条例第 52 号)が認定した場合は、東京都板橋区競争入札参加資格審査委員会規程(昭和 39 年 7 月東京都板橋区訓令甲第 24 号)に基づき設置される東京都板橋区競争入札参加資格審査委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、別表各号に定める期間において、当該入札参加資格者を区が発注する工事等の契約から排除する措置(以下「入札参加排除措置」という。)を行うものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して入札参加排除措置を行うことができる。

- 2 区長は、前項の規定に基づき、入札参加排除措置を行った入札参加資格者に対して入札参加排除措置を行った日から起算して別表各号に定める期間を経過し、かつ、当該入札参加排除措置を受けた入札参加資格者から入札参加排除措置の解除の申請があり、別表各号の措置要件のいずれかに該当すると警視庁が認定しなかった場合は、委員会の審議を経て、当該入札参加排除措置を解除することができる。この場合において、区長は別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

(勧告措置)

第 4 条 区長は、前条の規定に基づく入札参加排除措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加資格者に対し、必要な措置の勧告を行うことができる。ただし、区長が必要と認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して勧告措置を行うことができる。

(入札参加資格の審査における排除)

第5条 区長は、入札参加資格者に係る参加資格の審査に当たり、入札参加排除措置を受けている者の参加資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第6条 区長は、工事等の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加排除措置を受けている入札参加資格者(以下「入札参加排除者」という。)の入札参加又はその資格を認めてはならない。

2 区長は、入札参加又はその資格を認めた者が契約の締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、当該入札参加又はその資格を取消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項に規定する措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 区長は、第2項の規定により当該入札参加の資格を取消したときは、当該入札参加排除者に通知する。

5 前各項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第7条 区長は、工事等の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加排除者を指名してはならない。

2 区長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、当該指名を取り消し又は契約の締結を行わないものとする。

3 区長は、前項の規定により指名の取消しを行ったときは、当該入札参加排除者に通知する。

(随意契約からの排除)

第8条 区長は、入札参加排除者及び入札参加資格の有無にかかわらず、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、区長が当該契約の目的及び内容から入札参加排除者を相手方とする必要があると認めた場合は、この限りではない。

(下請負等の禁止)

第9条 区長は、入札参加排除者及び入札参加資格の有無にかかわらず、別表第1号から第5号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者が、区が発注する工事等の契約の全部又は一部について下請負(二次以降の下請負人を含む。以下同じ。)を行い、又は受託(二次以降の受託を含む。以下同じ。)を行うことを承認しないものとする。

2 区長は、区が締結している工事等の契約の相手方が、入札参加排除者及び入札参加資格の有無にかかわらず、別表第1号から第5号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を下請負人等としていたときは、当該工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約を解除するよう求めることができる。

(共同企業体等への準用)

第10条 第3条から前条までの規定は、入札参加排除者を構成員とする共同企業体及び事業協同組合について準用する。

(契約の解除)

第11条 区長は、区が発注する工事等の契約の相手方が入札参加排除措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(指定法人等への指導)

第12条 区長は、第3条の規定により入札参加排除措置を行ったときは、区の事務又は事業を行わせる指定管理者、区と直接的な関連のある法人、団体に対して、その所管部長を通じて同様の措置を行うよう指導するものとする。

(不当介入等に対する措置)

第13条 区長は、区が発注する工事等の契約に係る契約の相手方が当該契約の履行に当たって、暴力団等又はこれに限らず不当介入を受けたときは、速やかに報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

2 区長は、区が発注する工事等の契約に係る契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人又は受託者（以下「下請人等」という。）が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し前項と同様の措置を行うよう、当該契約の相手方に指導を行うことを求めるものとする。

3 区長は、区が発注する工事等の契約に係る契約の相手方又は下請人等が前2項の不当介入を受け、当該契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められる場合は、当該契約の相手方が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められるときに限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

（関係機関との連携）

第14条 区長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

（入札参加排除措置の公表）

第15条 区長は、第3条に基づく入札参加排除措置を行ったときは、入札参加資格者の商号又は名称、入札参加排除措置事由、入札参加排除措置の期間等を公表するものとする。ただし、東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年10月東京都板橋区条例第25号）の趣旨又は目的に照らし、公表することが適切でない情報は除くものとする。

（入札参加排除措置の通知等）

第16条 区長は、第3条第1項の規定に基づく入札参加排除措置又は第4条の規定に基づく勧告措置を決定したときは、遅滞なく当該入札参加資格者に対し、板橋区入札参加排除措置決定通知書（別記第1号様式）又は板橋区契約における暴力団等排除措置に関する勧告書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、総務部契約管財課長に説明を求めることができる。

3 第3条第2項の規定に基づく入札参加排除措置の解除の申請は、板橋区入札参加排除措置解除申請書（別記第3号様式）により行うものとする。

4 第3条第2項の規定に基づき入札参加排除措置の解除を行ったときは、板橋区入札参加排除措置解除決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（事務処理）

第17条 この要綱に定める入札参加排除措置に関する事務は、総務部契約管財課において処理する。

（その他）

第18条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、区長は委員会の審議を経てその措置を決定する。

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

措置要件	期間
1 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該入札参加排除措置を行った日から起算して 24 箇月（当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。以下同じ。）
2 入札参加資格者又はその役員等若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。	当該入札参加排除措置を行った日から起算して 24 箇月
3 入札参加資格者が暴力団員等を雇用していると認められるとき。	当該入札参加排除措置を行った日から起算して 12 箇月
4 入札参加資格者又はその役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。	当該入札参加排除措置を行った日から起算して 12 箇月
5 入札参加資格者又はその役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	当該入札参加排除措置を行った日から起算して 12 箇月
6 区が発注する工事等の契約の相手方が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第 1 号から前号までのいずれかの規定に該当するものであると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	当該入札参加排除措置を行った日から起算して 12 箇月
7 入札参加資格者が第 4 条の規定に基づく勧告措置を受けた日から 1 年以内に再度勧告措置を受けたとき。	再度勧告措置を行った日から起算して 12 箇月
8 区が発注する工事等の契約の相手方が、下請人等が第 1 号から第 5 号までのいずれかの規定に該当する場合において、区が第 9 条第 2 項の規定に基づき、当該区発注契約の相手方に対して下請負人等との契約の解除を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否したと認められるとき。	当該入札参加排除措置を行った日から起算して 12 箇月
9 区が発注する工事等の契約の相手方が、当該相手方又は下請負人等が当該契約の履行に当たって不当介入等を受けた場合において、正当な理由なく区への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。	当該入札参加排除措置を行った日から起算して 12 箇月

第1号様式（第16条関係）

板総契第 号  
年 月 日

様

東京都板橋区長

## 板橋区入札参加排除措置決定通知書

東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱第3条第1項の規定により、入札参加排除措置を下記のとおり行うこととしたので通知します。

### 記

- 1 入札参加排除措置決定日  
年 月 日
- 2 入札参加排除期間  
本決定日から起算して 月経過し、かつ、板橋区における暴力団等排除措置要綱第3条別表各号のいずれにも該当しないと区長が認め、同条第3項の規定に基づき当該措置の解除を行うまで。
- 3 入札参加排除措置を行う理由  
東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱別表第 号に該当すると認められるため。
- 4 入札参加排除措置の内容
  - (1) 競争入札への参加  
本区で実施する契約の競争入札に参加することができません。
  - (2) 契約の締結  
貴社との契約は締結しません。

第2号様式（第16条関係）

板総契第 号  
年 月 日

様

東京都板橋区長

## 板橋区契約における暴力団等排除措置に関する勧告書

貴社は、東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱別表第 号に掲げる行為があると認められ、今回入札参加排除措置は行いませんが、東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱第4条の規定により勧告します。

記

### 1 勧告理由

第3号様式（第16条関係）

年 月 日

東京都板橋区長 様

所在地  
名 称  
代表者氏名

印

### 板橋区入札参加排除措置解除申請書

当社は 年 月 日付け 板総契第 号にて入札参加排除措置を受けていますが、現在暴力団等との関係を有しておらず、東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱別表各号のいずれにも該当していません。

よって、東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり入札参加排除措置の解除を申請します。

記

第4号様式（第16条関係）

板総契第 号  
年 月 日

様

東京都板橋区長

### 板橋区入札参加排除措置解除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加排除措置の解除について、東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱第3条第2項の規定により、当該措置を下記のとおり解除することとしたので通知します。

記

- 1 入札参加排除措置を解除する日  
年 月 日